

春の全国交通安全運動

「広げよう どうぞの気持ちと 車間距離」「点めつだ 一度止まって 次の青」をスローガンに、春の全国交通安全運動が、4月6日(日)から15日(火)までの10日間、全国一斉に行われます。

新入学児童の通学などの交通環境の変化による事故の発生が予想されることや、高齢者の事故が多発し、中でも歩行中・自転車乗車中の事故が増加していることから交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を図ることで交通事故を防止しましょう。

なお、春の全国交通安全運動期間中の4月10日(木)は、「交通事故死ゼロを目指す日」の実施日です。



【運動の重点目標】

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 自転車の安全利用の推進
- 4 飲酒運転の根絶

平成20年6月19日までに施行される道路交通法改正要点

○自転車の歩道通行ルールの変更

13歳未満の子どもなどが運転する場合、車道通行が危険な場合などは歩道通行が可能となります。(車道通行の原則は変わりません。)

○児童・幼児の自転車運転時のヘルメット着用の励行

13歳未満の子どもに自転車を運転・同乗させる場合は、ヘルメットを着用させましょう。(努力義務)

○後部での座席ベルト着用の義務化

運転者は、座席ベルトを装着しない者を乗車させて運転してはならないと規定されました。後席の同乗者にも着用させなければいけません。

○高齢運転者マークの表示の義務化

75歳以上のドライバーは表示が義務づけられています。(70～74歳は努力義務)

○聴覚障害者も普通免許の取得が可能

適正試験(聴力)の合格基準に満たない人もワイドミラーを装着すれば取得できます。

<問い合わせ先>

総務課交通班 (☎62-5835)

千葉県市町村交通災害共済

★交通災害共済に加入しませんか

交通災害共済の加入募集は、毎年8月に行いますが、途中でも随時受け付けています。

なお、3月に中学を卒業した生徒は、6月から未加入となってしまいますので、途中での加入をお勧めします。

★見舞金の請求を忘れていませんか

千葉県市町村交通災害共済に加入している方で、交通事故でけがなどをしたのに、見舞金を請求していない方はいませんか。見舞金を請求できる期間は、事故により死亡した日、身体障害者となった日、またはけがが治った日(症状が固定した日)から2年間です。これを過ぎると請求ができなくなります。

★見舞金の請求に必要な書類

- ①交通事故証明書
- ②指定の診断書

※事故にあったら、必ず警察に届け出てください。

★申し込み・問い合わせ先

総務課交通班 (☎62-5835)

交通事故巡回無料相談

千葉県交通事故相談所では、平成20年度も、県内の市町村役場(一部を除く)を会場に相談員による無料の交通事故相談を実施します。

相談時間/午前10時～午後3時

場所/市役所会議室

<問い合わせ先>

千葉県交通事故相談所 (☎043-223-2264)

市役所総務課交通班 (☎62-5835)

※事前の予約を市役所総務課までお願いします。

平成20年度相談日程

5月19日(月)	11月4日(火)・17日(月)
6月2日(月)・16日(月)	12月1日(月)・15日(月)
7月7日(月)・22日(火)	平成21年
8月4日(月)・18日(月)	1月6日(火)・19日(月)
9月8日(月)・22日(月)	2月2日(月)・16日(月)
10月6日(月)・20日(月)	3月2日(月)・16日(月)